

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特別療養費の支給	
根拠法令・条項	国民健康保険法第54条の3 国民健康保険法施行規則第27条の5	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>保険者は、特別な理由なく保険料を滞納している者に対して被保険者証の返還を求めることができ、被保険者証が返還されたときは、これに代えて被保険者資格証明書を交付することとされている。</p> <p>被保険者資格証明書を提示して保険医療機関等で受診し、療養にかかる費用を全額支払ったときは、申請により、保険給付相当額の特別療養費を支給する。滞納額が支給額を上回っている場合、原則として、特別療養費を滞納保険料に充当する。</p> <p>申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格証明書又は被保険者証</li> <li>・印かん（朱肉を使うもの） ※世帯主が自署する場合は不要</li> <li>・支払った費用の領収証</li> </ul>	
標準処理期間	標準処理期間	90日
	標準処理期間を設定できない理由	